

第四次地域管理経営計画書 (宮城北部森林計画区)

(第二次変更計画)

計画期間 { 自 平成26年4月 1日
至 平成31年3月31日 }

(第一次変更 平成27年3月)
(第二次変更 平成28年3月)

東 北 森 林 管 理 局

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第9項の規定に基づき変更するものである。

- 1 主伐・再造林による森林吸収源対策を推進するため伐採総量及び更新総量を変更する。

【変更項目及び頁】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

- (4) 主要事業の実施に関する事項……………1

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
計	222,104	573,532 (8,592ha)	47,738	843,374

注1) () は、間伐面積である。

注2) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なものである。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新	計
計	581	68	649

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切・除伐	計
計	1,638	568	2,206

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。